

白衣等洗濯業務仕様書

地方独立行政法人 三重県立総合医療センター

- (1)業務内容 洗濯券による白衣・看護衣等の洗濯
- (2)契約方法 洗濯券1枚あたりの単価について契約をおこなう。
- (3)契約期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
但し双方異議なき場合には、協議のうえ最長3年間まで契約を延長できるものとする。
- (4)履行場所 三重県四日市市大字日永 5450-132 三重県立総合医療センター
- (5)集配日 週2回以上（曜日を定め定期とする。月・木曜日など。）
集配日が休日となる場合はその前営業日または翌営業日に行うこととする。
洗濯仕上品の納品は収集後5日以内に行うこととするが、次回集配日に納品されることが望ましい。
- (6)集配方法 **【収集】**地下1階リネン室及び医局更衣室に回収かご等を設置し行うものとする。
職員は衣類の襟タグ等に部署名・氏名を明記するものとする。
【納品】洗濯仕上品は個々に包装し、部署名・氏名を明記のうえ各部門に納品するものとする。
- (7)洗濯方法 ランドリークリーニング・プレス・たたみ仕上げ
- (8)対象品目 本契約は、当院が職員に対し貸与した被服のみを対象とし、その品目及び洗濯に必要な洗濯券の枚数については次のとおりとする。

品 目	上下セット	単品	貸与職種
診察衣	—	1	医師 医療技術員
医務衣(上衣/パンツ)	1	1	
スクラブ	—	1	
作業服(ブルゾン/パンツ)	4	2	施設管理員

- (9)使用数量 約600枚/月 洗濯券付与枚数 年間 52枚/1人
- (10)精算方法 毎月10日までに各職員から前月の洗濯実績に応じた洗濯券を徴収し、衣類別の洗濯件数明細書を添えて請求するものとする。
- (11)履行記録 事業者は洗濯品の受注または納品について、職員毎に年月日・数量等を記録するとともに、職員から履行状況について照会があった場合はこれを提示することとする。
- (12)危険負担 納品までの一切の危険は事業者負担とする。
- (13)品質管理 洗濯仕上品は、汚れの残りや、しわ、半乾き等がないよう品質管理に努めるものとし、品質が保てない場合には、契約を解除するものとする。
- (14)その他 当院の職員に異動があった場合は速やかに事業者へ報告するものとする。

納品部門一覧表

階	部 署 名	数
B1	中央監視室、栄養グループ	2
1	理学療法室、薬剤部、中央放射線部、医事経営課、地域連携室	5
2	中央検査部	1
6	院長室	1
別棟	医局	1
計		10